第１期片品村障害者計画
第６期片品村障害福祉計画
第２期片品村障害児福祉計画

令和３年３月

片品村

目次

第１章　計画策定にあたって 1
　1　計画策定の趣旨と背景 1
　2　計画の位置づけ 4
　3　計画の期間 7
第２章　障害のある人を取り巻く状況 8
　1　障害者手帳所持者等の状況 8
　2　福祉サービスの利用状況 12
　3　成果目標の達成状況 19
第３章　基本的な方向 22
　1　基本理念 22
　2　基本的な方向性 23
　3　令和５年度の成果目標 24
第４章　第１期障害者計画 33
　1　安心できる保健・医療・福祉体制の充実 34
　2　障害児者の社会参加の促進 36
　3　障害児者が生活しやすいまちづくりの推進 38
第５章　第６期障害福祉計画 40
　1　訪問系サービス 40
　2　日中活動系サービス 41
　3　居住系サービス 43
　4　相談支援 44
　5　地域生活支援事業 45
第６章　第２期障害児福祉計画 50
第７章　計画の推進にあたって 52
　1　計画の推進 52
　2　ＰＤＣＡサイクルによる点検 53

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨と背景

本村では、「ノーマライゼーションの８つの原則」に基づいて、障害者が生きがいをもち、自立して生活できる地域を目指して、平成 28 年度に策定した総合計画及び平成 30 年度に策定した「第５期片品村障害福祉計画」「第１期片品村障害児福祉計画」に基づき、障害福祉施策を推進してきました。

近年、国では平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を受けて、「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮提供の促進が義務づけられるなど、差別解消のための取組の強力な推進が求められています。

また、平成 30 年３月、「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第４次）」が策定され、共生社会の実現に向けた施策の推進が図られています。また、法定雇用率の引き上げ、「障害者文化芸術推進法」の成立等が進むなど、障害者の社会参加の機運が高まっています。

このような状況の中、「第５期片品村障害福祉計画」「第１期片品村障害児福祉計画」がともに令和２年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第６期片品村障害福祉計画」「第２期片品村障害児福祉計画」を策定します。

あわせて、これまで総合計画において位置づけていた「障害者計画」についても、相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障害福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、令和３年度からは障害者基本法に基づく障害者計画を含めた３つの計画を一体的に策定するものとします。

【国の動向】

近年、国では平成 18 年の障害者自立支援法の施行以来、障害者福祉向上のための様々な制度改正や環境整備が行われてきました。

平成 30 年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者の就労支援や地域でも安心して生活できる社会の実現など、地域社会の理解と協力を得ながら取り組むことの重要性が増してきています。

■近年の障害福祉の状況

	主な制度・法律	主な内容
平成 18 年	障害者自立支援法の施行	・障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化 ・「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」）の導入 ・サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）の導入
平成 21 年	障がい者制度改革推進本部の設置（閣議決定）	・障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備等、障害のある人にかかる各種制度に関する検討を進めるために設置される
平成 22 年	【改正】障害者自立支援法の施行	・応能負担を原則とする利用者負担の見直し ・障害者の範囲の見直し（発達障害を追加）
平成 23 年	【改正】障害者基本法の施行	・目的規定および障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	【改正】児童福祉法の施行	・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービス等の創設
	障害者虐待防止法の施行	・虐待を発見した者に通報の義務づけ ・虐待防止等の具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務づけ
平成 25 年	障害者総合支援法の施行（障害者自立支援法の改正）	・共生社会実現などの基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病等を追加）
平成 26 年	障害者権利条約の批准	・障害者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成 27 年	難病法の施行	・医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大

	主な制度・法律	主な内容
平成28年	障害者差別解消法の施行	・障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成30年	**障害者基本計画（第４次）策定**	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成31年	障害者文化芸術推進計画策定	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和元年	【改正】障害者雇用促進法施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする

2　計画の位置づけ

（１）法令等の根拠

本計画はそれぞれ以下の法律に基づき策定しています。

■３計画の法的根拠

計画	法律
障害者計画	障害者基本法第 11 条
障害福祉計画	障害者総合支援法　第 88 条
障害児福祉計画	児童福祉法　第 33 条の 20

①障害者計画

障害者計画とは、障害者基本法及び国の障害者基本計画に基づき、障害のある人のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるためのものです。

■障害者基本法における障害者計画の位置づけ

（障害者基本計画等）
第 11 条
３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②障害福祉計画

障害福祉計画とは、障害福祉サービスの見込み量やその確保に関する目標値の設定及び方策を定めることにより、障害福祉サービス提供体制の計画的な整備を図り、障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

■障害者総合支援法における計画の位置づけ

（市町村障害福祉計画）

第 88 条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三　地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

３ 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

４ 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５ 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６ 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７ 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

③障害児福祉計画

障害児福祉計画とは、成果目標や障害児福祉サービス等の必要な見込み量等を表すためのものです。

■児童福祉法における計画の位置づけ

第 33 条の 20　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

２　市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二　各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

３ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一　前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

４ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

５ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

７ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（２）片品村における位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画（第４次）」、群馬県の「バリアフリーぐんま障害者プラン８」との整合性を踏まえ、策定しています。

また、「第４次総合計画」を上位計画とし、「第３次地域福祉計画」をはじめとする関連計画と整合性を図るものとします。

3　計画の期間

本計画の期間は、「第１期障害者計画」は令和８年度までの６年間、「第６期障害福祉計画」及び「第２期障害児福祉計画」は令和５年度までの３年間とします。

■他計画との関係

<table>
<tr><th></th><th>平成
30 年度</th><th>平成
31 年度</th><th>令和
２年度</th><th>令和
３年度</th><th>令和
４年度</th><th>令和
５年度</th><th>令和
６年度</th><th>令和
７年度</th><th>令和
８年度</th></tr>
<tr><td>総合計画</td><td colspan="3">平成 28 年度～　第４次</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>地域福祉計画</td><td colspan="6">第３次</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障害者計画</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="6">第１期</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画</td><td colspan="3">第５期</td><td colspan="3">第６期</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>障害児福祉計画</td><td colspan="3">第１期</td><td colspan="3">第２期</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第２章　障害のある人を取り巻く状況

１　障害者手帳所持者等の状況

（１）障害者手帳所持者全体の推移

障害者手帳所持者数は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しており、令和２年時点で 296 人となっています。

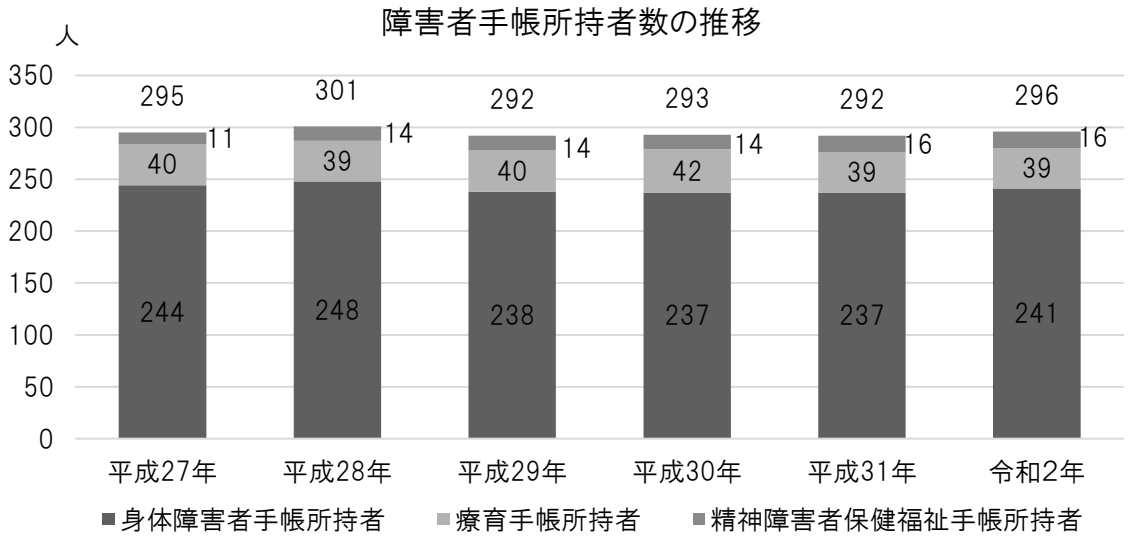

一方、人口減少に伴い総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は近年微増傾向にあり、平成 27 年の 6.1％に比べ令和２年では 6.8％となっています。

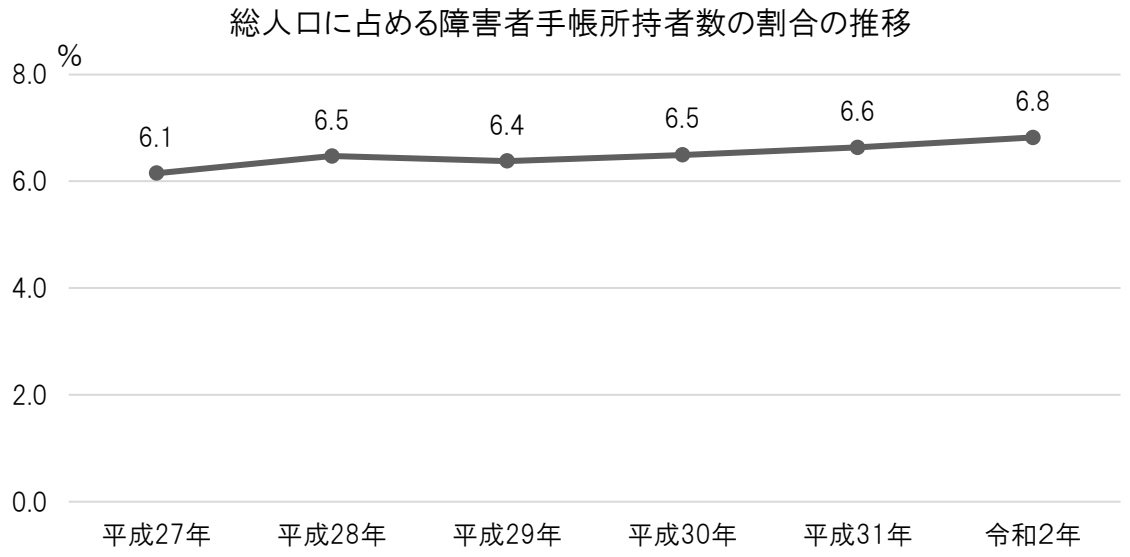

（２）身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数について等級別にみると、２級と６級はやや増加傾向にある一方、その他の等級は減少傾向にあります。令和２年時点では、１級が 66 人で最も多く、次いで４級が 62 人で合わせると全体の約半数を占めています。

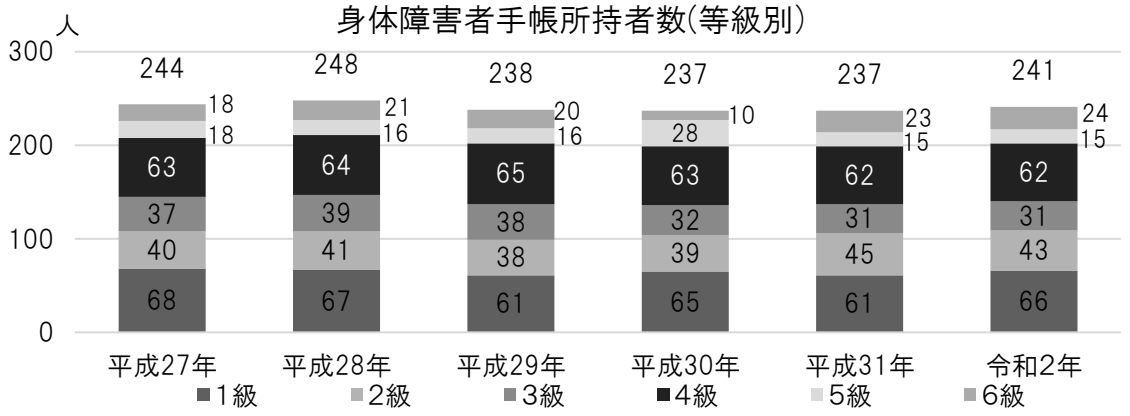

年齢別にみると、ほぼ横ばいで推移しています。令和２年時点では、18 歳以上が 239 人と大半を占めています。

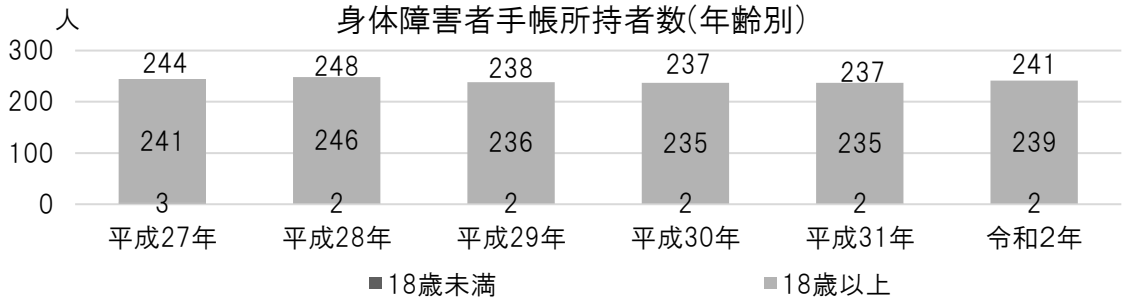

種類別にみると、聴覚・平衡機能障害と内部障害が増加傾向にある一方、視覚障害と肢体不自由は減少傾向にあります。令和２年時点では、肢体不自由が 128 人と全体の約半数を占めています。

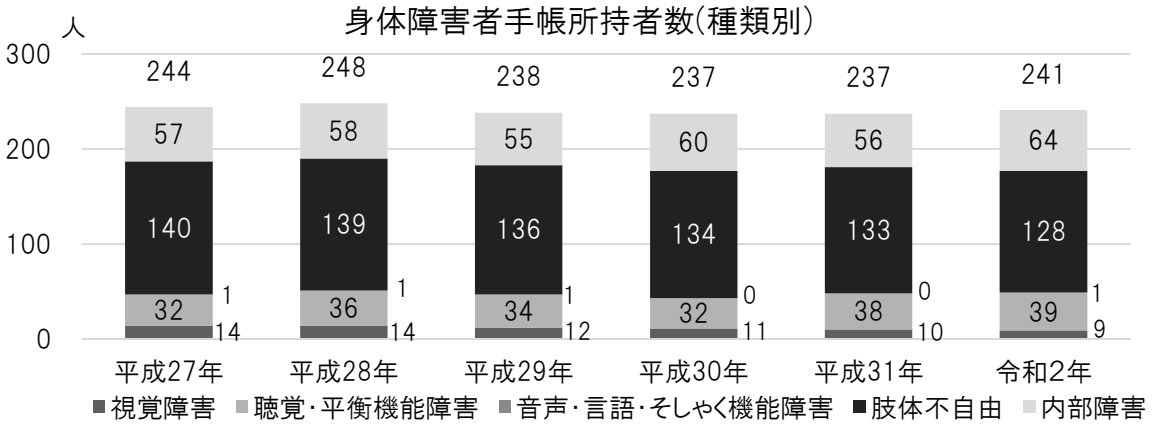

（３）療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数について障害程度別にみると、A1・A2 が増加傾向にあり、A3 と B2 は減少傾向にあります。令和２年時点では、B1 が 19 人と最も多く、次いで B2 が 13 人となっています。

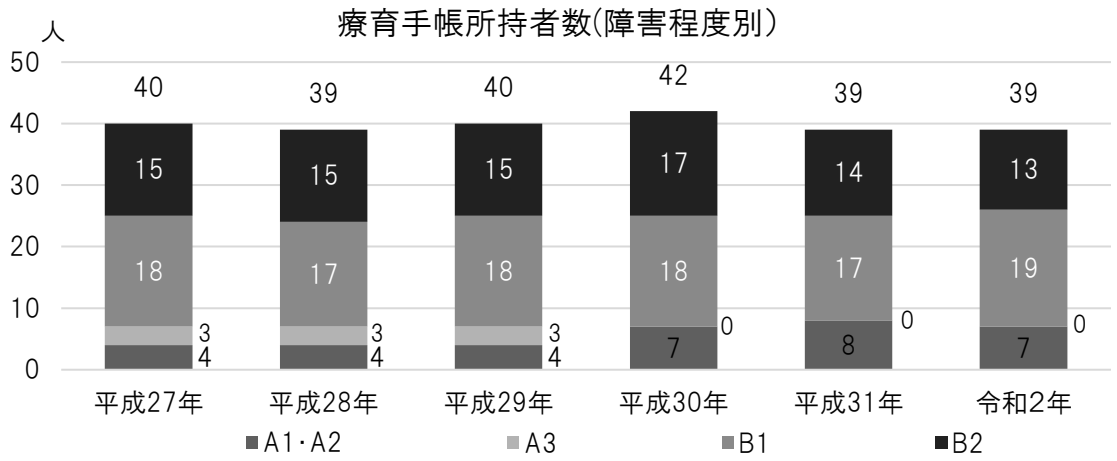

年齢別にみると、ほぼ横ばいで推移しています。令和２年時点では、18 歳以上が 32 人と大半を占めています。

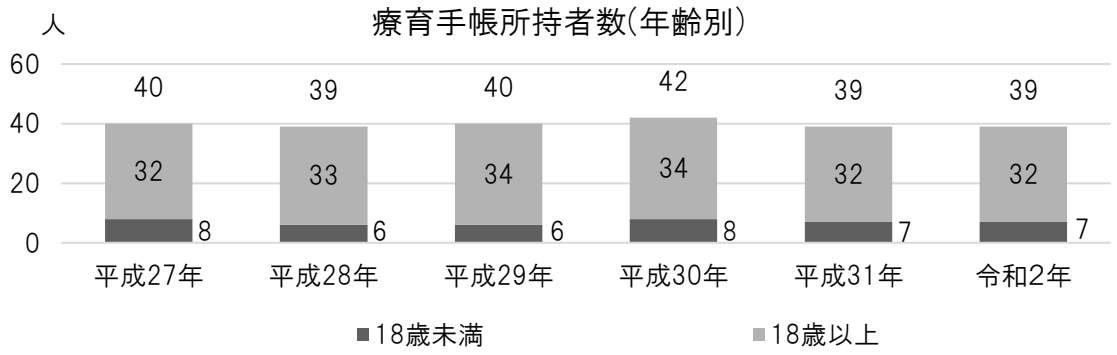

（４）精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者について障害程度別にみると、２級が増加しています。令和２年時点では、１級と２級がいずれも７人となっています。

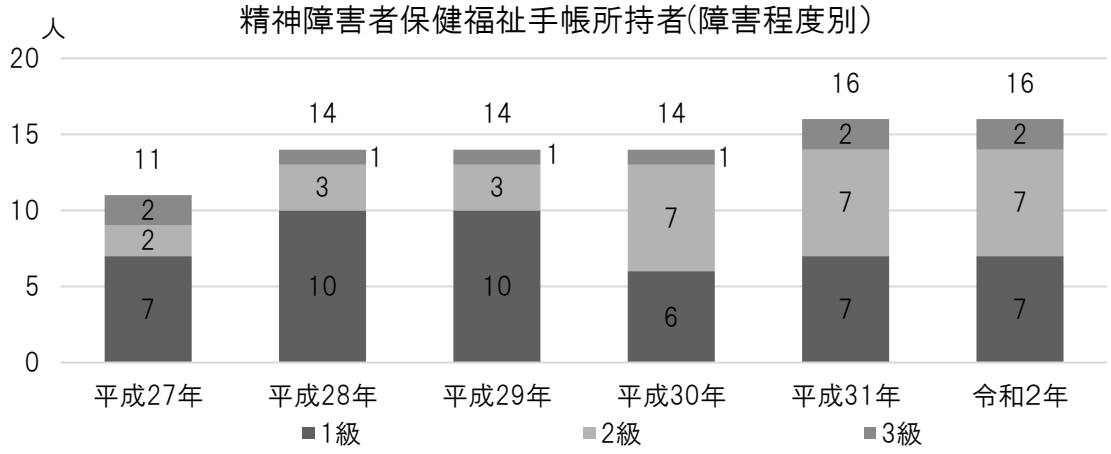

年齢別にみると、平成 28 年以降 18 歳以上のみとなっています。

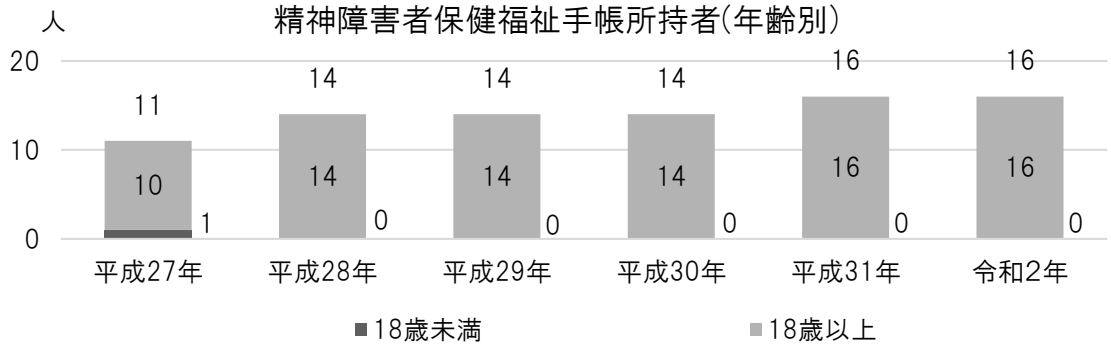

2　福祉サービスの利用状況

（１）障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスの利用者数は平成 27 年度以降３人で推移しており、令和２年度においては見込値を上回って４人となっています。また、延利用時間については見込値より減少傾向にあります。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	利用者数／月	見込値				3 人	3 人	1 人
		実績値	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	4 人
	延利用時間／月	見込値				66 時間	66 時間	9 時間
		実績値	56 時間	61 時間	61 時間	32 時間	37 時間	14 時間

②日中活動系サービス

就労継続支援（B型）は、平成 31 年度以降利用者数・延利用日数ともに見込値を上回って推移しています。

就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労定着支援、短期入所（福祉型）は利用者数・延利用日数ともにおおむね見込値通りに推移しています。

生活介護、自立訓練（生活訓練）、療養介護は利用者数・延利用日数ともに、見込値よりも下回って推移しています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○生活介護	利用者数／月	見込値				9 人	9 人	9 人
		実績値	8 人	8 人	8 人	8 人	7 人	7 人
	延利用日数／月	見込値				197 日	198 日	198 日
		実績値	181 日	169 日	176 日	176 日	154 日	154 日
○自立訓練（機能訓練）	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	延利用日数／月	見込値				0 日	0 日	0 日
		実績値	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
○自立訓練（生活訓練）	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人
	延利用日数／月	見込値				20 日	20 日	20 日
		実績値	0 日	20 日	20 日	0 日	0 日	0 日
○就労移行支援	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値	1 人	0 人	1 人	1 人	0 人	1 人
	延利用日数／月	見込値				12 日	12 日	12 日
		実績値	18 日	0 日	5 日	18 日	0 日	20 日
○就労継続支援（A型）	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
	延利用日数／月	見込値				23 日	23 日	23 日
		実績値	23 日	23 日	23 日	22 日	22 日	22 日
○就労継続支援（B型）	利用者数／月	見込値				4 人	4 人	4 人
		実績値	1 人	3 人	4 人	3 人	5 人	6 人
	延利用日数／月	見込値				85 日	85 日	85 日
		実績値	22 日	66 日	80 日	75 日	101 日	123 日
○就労定着支援	利用者数／月	見込値				－	1 人	1 人
		実績値				－	1 人	1 人
○療養介護	利用者数／月	見込値				3 人	3 人	3 人
		実績値	3 人	3 人	3 人	2 人	2 人	2 人
○短期入所（福祉型）	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値	1人	1人	1人	1 人	2 人	1 人
	延利用日数／月	見込値				18 日	18 日	18 日
		実績値	13 日	16 日	17 日	18 日	36 日	18 日
○短期入所（医療型）	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0人	0人	0人	0 人	0 人	0 人
	延利用日数／月	見込値				0 日	0 日	0 日
		実績値	0日	0日	0日	0 日	0 日	0 日

③住居系サービス

共同生活援助については平成 30 年度以降利用者数が増えており、見込値を上回って推移しています。

施設入所支援については利用者が若干減り、見込値を下回って推移しています。

自立生活援助と宿泊型自立訓練については 1 人見込んでいたものの実績値は 0 人となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○自立生活援助	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値				0 人	0 人	0 人
○共同生活援助	利用者数／月	見込値				4 人	4 人	4 人
		実績値	3 人	3 人	4 人	7 人	8 人	7 人
○施設入所支援	利用者数／月	見込値				6 人	6 人	6 人
		実績値	6 人	6 人	6 人	6 人	5 人	5 人
○宿泊型自立訓練	利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
		実績値	0 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人

④相談系サービス

計画相談支援については着実に実績値は増えていますが、見込値を下回って推移しています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○計画相談支援	利用者数／月	見込値				12 人	13 人	13 人
		実績値	3 人	4 人	2 人	4 人	5 人	6 人
○地域相談支援（地域移行支援）	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○地域相談支援（地域定着支援）	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（２）地域支援事業

①必須事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については平成 30 年度は見込値通り、平成 31 年度は見込値以上となっていましたが、令和２年度では利用無しと、年度により偏りがあります。

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、住宅入居等支援事業等については実施なしとなっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○理解促進研修･啓発事業	実施の有無	見込値				無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○自発的活動支援事業	実施の有無	見込値				無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○障害者相談支援事業								
①基幹相談支援センター	設置箇所数	見込値				1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実績値	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	見込値				有	有	有
		実績値	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	見込値				有	有	有
		実績値	有	有	有	無	無	無
○成年後見制度利用支援事業	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値				無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無
○意思疎通支援事業								
①手話通訳者･要約筆記者派遣事業	利用件数／年	見込値				3 件	3 件	3 件
		実績値	9 件	8 件	2 件	3 件	5 件	0 件
②手話通訳者設置事業	設置人数／年	見込値				0 件	0 件	0 件
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 件	0 件	0 件

排泄管理支援用具については内部障害が増えていることから平成 30 年度以降給付件数が増加しており、見込値を上回って推移しています。

移動支援事業、地域活動支援センター村外利用については、利用者数が微増しており、見込値を上回って推移しています。

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具については、年度によりばらつきがあり平成 30 年度からの３年間で１件～２件の利用がある状況です。

サービス名		単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○日常生活用具給付等事業									
①介護･訓練支援用具		給付件数／年	見込値				0 件	0 件	0 件
			実績値	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
②自立生活支援用具		給付件数／年	見込値				1 件	1 件	1 件
			実績値	1 件	1 件	0 件	1 件	1件	0 件
③在宅療養等支援用具		給付件数／年	見込値				0 件	0 件	0 件
			実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
④情報･意思疎通支援用具		給付件数／年	見込値				0 件	0 件	0 件
			実績値	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件	0 件
⑤排泄管理支援用具		給付件数／年	見込値				91 件	92 件	93 件
			実績値	88 件	82 件	98 件	128 件	124 件	127 件
⑥居宅生活動作補助用具		給付件数／年	見込値				1 件	1 件	1 件
			実績値	0 件	1 件	1 件	0 件	1 件	0 件
○手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数／年	見込値				0 人	0 人	0 人
			実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○移動支援事業		利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
			実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	2 人
		延利用時間／月	見込値				0 時間	0 時間	0 時間
			実績値	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	3 時間	9 時間
○ 地 域 活動支援センター	村内利用	利用箇所数／年	見込値				0 箇所	0 箇所	0 箇所
			実績値	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
			実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	村外利用	利用箇所数／年	見込値				2 箇所	2 箇所	2 箇所
			実績値	1箇所	1箇所	1箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		利用者数／月	見込値				1 人	1 人	1 人
			実績値	1人	1人	1人	3 人	3 人	3 人

②任意事業

自動車改造補助事業については、年度によりばらつきがあり平成 30 年度からの３年間で１件の利用がある状況です。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○日中一時支援事業	利用者数／年	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○日中一時支援事業（登録介護者事業・サービスステーション事業）	利用件数／年	見込値				0 件	0 件	0 件
		実績値	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
○自動車免許取得補助事業	利用者数／年	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○自動車改造補助事業	利用件数／年	見込値				1 件	0 件	1 件
		実績値	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
○医療的ケア事業	利用者数／年	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（３）障害児福祉サービス

児童発達支援について見込値は０でしたが、平成 31 年度以降利用者がおり、見込値を上回って推移しています。

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、障害児が減少していることからも利用者数・延利用日数ともに見込値を下回って推移しています。

コーディネーターの配置については、令和２年度に１人の予定でしたが０人となっています。

サービス名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
○児童発達支援	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	2 人	1 人
	延利用日数／月	見込値				0 日	0 日	0 日
		実績値	0 日	0 日	0 日	0 日	26 日	18 日
○放課後等デイサービス	利用者数／月	見込値				6 人	7 人	7 人
		実績値	2 人	6 人	6 人	5 人	4 人	5 人
	延利用日数／月	見込値				81 日	100 日	104 日
		実績値	29 日	69 日	66 日	56 日	56 日	89 日
○保育所等訪問支援	利用者数／月	見込値				3 人	3 人	4 人
		実績値	0 人	2 人	3 人	3 人	2 人	1 人
	延利用日数／月	見込値				4 日	4 日	6 日
		実績値	0 日	2 日	3 日	3 日	2 日	1 日
○医療型児童発達支援	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	延利用日数／月	見込値				0 日	0 日	0 日
		実績値	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
○居宅訪問型児童発達支援	利用者数／月	見込値				0 人	0 人	0 人
		実績値				0 人	0 人	0 人
	延利用日数／月	見込値				0 日	0 日	0 日
		実績値				0 日	0 日	0 日
○障害児相談支援	利用者数／月	見込値				8 人	9 人	10 人
		実績値	7 人	11 人	10 人	2 人	2 人	2 人
○コーディネーターの配置	配置数	見込値				0 人	0 人	1 人
		実績値				0 人	0 人	0 人

3　成果目標の達成状況

（１）施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の中で地域生活への移行者はいませんでした。

項目		計画値	実績値	備考
平成 28 年度末時点の施設入所者数		―	6 人	平成 29 年度末時点において施設に入所している障害者の数。
令和２年度末	地域生活移行者数	0 人	0 人	施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。
	令和２年度末における施設入所者数	6 人	5 人	令和2年度末時点での施設入所者見込数。
	施設入所者数の削減	0 人	0 人	令和2年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、協議の場については利根沼田圏域において１箇所設置しました。

項目	計画値	実績値	備考
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1 箇所	1 箇所	利根沼田圏域における自立支援協議会で協議を進める。

（３）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、利根沼田圏域において１箇所設置しました。

項目	計画値	実績値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	1 箇所	多機能拠点事業所と、複数の事業所･機関による面的な支援体制を行う。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、平成 28 年度時点で０人でしたが、令和２年度末時点でも０人のまま推移しています。

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>計画値</th><th>実績値</th><th>備考</th></tr>
<tr><td colspan="2">平成 28 年度の一般就労への移行者数</td><td>－</td><td>０人</td><td>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 28 年度において一般就労した者の数。</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成 28 年度の就労移行支援事業の利用者数</td><td>－</td><td>０人</td><td>平成 28 年度末における就労移行支援事業の利用者数。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">令和２年度末</td><td>令和２年度の一般就労移行者数</td><td>０人</td><td>０人</td><td>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度までに一般就労する者の数。</td></tr>
<tr><td>就労移行支援事業の利用者数</td><td>１人</td><td>０人</td><td>令和2年度末における就労移行支援事業の利用者数。</td></tr>
<tr><td>就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合</td><td>-割</td><td>0%</td><td>就労移行率（ある年度4月１日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合）が 30%以上の事業所の割合。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支援を開始した時点から1年後の職場定着率の割合</td><td>平成 31 年度</td><td>80%</td><td>－</td><td>平成 31 年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率。</td></tr>
<tr><td>令和 2年度</td><td>80%</td><td>－</td><td>令和2年度末までに、就労定着支援事業による支援を開始した日から一年後の職場定着率。</td></tr>
</table>

（５）障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備については、各種センターや協議の場等について利根沼田圏域において１箇所設置しました。

項目	計画値	実績値	備考
児童発達支援センターの設置	１箇所	0箇所	利根沼田圏域における事業の実施を進める。
保育所等訪問支援事業の実施	１箇所	１箇所	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	１箇所	１箇所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	１箇所	１箇所	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	１箇所	１箇所	

第３章　基本的な方向

１　基本理念

本計画では、障害者基本法の理念を踏まえ、第５期計画に引き続き「ノーマライゼーションの８つの原則」の実現に向け、障害者が生きがいをもち、自立して生活できる地域を目指します。

『ノーマライゼーションの８つの原則』

◇ノーマライゼーションとは、一日の普通のリズム

朝ベッドから起きること。たとえ君に重い知的障害があり、身体障害者であっても、洋服を着ること。そして家を出、学校か、勤めに行く。ずっと家にいるだけではない。朝、君はこれからの一日を思い、夕方、君は自分のやり遂げたことをふりかえる。

一日は終わりなく続く単調な24時間ではない。君はあたりまえの時間に食べ、普通の洋服を着る。幼児ではないなら、スプーンだけで食べたりはしない。ベッドではなく、ちゃんとテーブルについて食べる。職員の都合で、まだ日の暮れぬうちに夕食をしたりはしない。

◇ノーマライゼーションとは、一週間の普通のリズム

君は自分の住まいから仕事場に行き働く。そして、別の所に遊びに行く。週末には楽しい集いがある。そして月曜日にはまた学校や職場に行く。

◇ノーマライゼーションとは、一年の普通のリズム

決まりきった毎日に変化をつける長い休みもある。季節によってさまざまな食事、仕事、行事、スポーツ、余暇の活動が楽しめる。この季節の変化のなかでわたし達は豊かに育てられる。

◇ノーマライゼーションとは、あたりまえの成長の過程をたどること

子供の頃は夏のキャンプに行く。青年期にはおしゃれや、髪型、音楽、異性の友達に興味を持つ。大人になると、人生は仕事や責任でいっぱい。老年期はなつかしい思い出と、経験から生まれた知恵にあふれる。

◇ノーマライゼーションとは、自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること

大人は、好きなところに住み、自分にあった仕事を自分で決める。家にいてただテレビを見ていないで、友達とボウリングに行く。

◇ノーマライゼーションとは、男性、女性どちらもいる世界に住むこと

子供も大人も、異性との良い関係を育む。十代になると、異性との交際に興味を持つ。そして大人になると、恋に落ち、結婚しようと思う。

◇ノーマライゼーションとは、平均的経済水準を保証されること

誰もが、基本的な公的財政援助を受けられ、そのための責任を果たす。児童手当、老齢年金、最低賃金基準法のような保障を受け、経済的安定をはかる。自分で自由に使えるお金があって、必要なものや好きなものが買える。

◇ノーマライゼーションとは、普通の地域の普通の家に住むこと

知的障害だからといって、20 人、50 人、100 人の他人と大きな施設に住むことはない。それは社会から孤立してしまうことだから。普通の場所で、普通の大きさの家に住めば、地域の人達の中にうまくとけ込める。

ベンクト・ニィリエ『ノーマライゼーションの原理』（1969 年）より

2　基本的な方向性

また、国の障害者基本計画や基本指針をもとに、以下の６つを基本的な方向性とします。

差別の禁止

障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供されるよう取り組みます。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保など、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

全ての障害を一元化した障害福祉サービスの提供

難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者も含め、障害者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。

サービスの自己選択と自己決定の尊重

共生社会を実現するため、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。

地域生活への移行と就労支援の充実

障害者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援のサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

障害児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

3　令和５年度の成果目標

（１）福祉施設から地域生活への移行促進

成果目標の考え方

国の考え方

①令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行。

②令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減。

③令和２年度末において、障害福祉計画で定めた令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

片品村の考え方

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。

成果目標

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の施設入所者（A）	5人	令和元年度末時点の入所者数
令和５年度末時点の施設入所者（B）	5人	令和５年度の利用人員見込み
【目標】地域生活移行者の増加	0人	（A）のうち、令和５年度までに地域生活に移行する人の目標値
	0%	
【目標】施設入所者の削減	0人	差引減少見込み数（A）－（B）
	0%	

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標の考え方

国の考え方

〇精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。【新・都道府県】

〇令和５年度末の精神病床における 65 歳未満の１年以上長期入院患者数を、目標値として設定する。【都道府県】

〇入院後３か月時点の退院率、入院後６か月時点の退院率及び入院後１年時点の退院率に関する令和５年度における目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、入院後３か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後６か月時点の退院率については 86%以上とし、入院後１年時点の退院率については 92%以上とする。【都道府県】

片品村の考え方

上記成果目標はすべて、群馬県において目標値が設定されることとなっています。

本村においては、以下の活動目標について、本村の実績や実状を加味して取り組んでいきます。

活動目標

項目	現状	目標		
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	2回	2回	2回

（３）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標の考え方

国の考え方

〇地域生活支援拠点等について、令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。

〇その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討する。

片品村の考え方

利根沼田広域圏において、多機能拠点事業所と複数の事業所・機関による面的な支援体制を行います。

成果目標

項目	考え方
地域生活支援拠点の整備	利根沼田広域圏において整備し、障害者（児）の重度化や高齢化など「親亡き後」も見据え、障害者（児）の地域生活を支援する機能を備えている。令和２年８月１日より実施している。
運用状況の検証及び検討	利根沼田自立支援協議会において、検証及び検討を年１回以上実施する。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

成果目標の考え方

国の考え方

〇令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とする。

〇就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上、就労継続支援Ａ型事業については令和元年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業については概ね 1.23 倍以上を目指す。【新】

〇就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新】

〇就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする。【新】

〇一般就労に移行する者の数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、令和２年度末において、障害福祉計画で定めた令和２年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和５年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〇大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。

片品村の考え方

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して次ページの通り設定します。

成果目標

項目	数値	備考
令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	０人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 Ａ 型事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度末の人数
【目標】令和５年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	０人	令和５年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数。令和元年度実績の 1.27 倍以上
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度実績の 1.30 倍以上
うち就労継続支援 Ａ 型事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
うち就労継続支援Ｂ型事業の一般就労移行者数	０人	令和元年度実績の 1.23 倍以上
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	０人	令和５年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち７割
就労定着支援事業所の就労定着率	０％	８割以上の事業所を全体の７割以上

（５）障害児支援の提供体制の整備等

成果目標の考え方

国の考え方

〇令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１箇所以上設置する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〇児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和５年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

〇令和５年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。【新・都道府県】

〇令和５年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１箇所以上確保する。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

〇令和５年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。【コーディネーターの配置が新】

片品村の考え方

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して次ページの通り設定します。

成果目標

項目	考え方
児童発達支援センターの設置	利根沼田圏域における事業実施を進める。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	利根沼田圏域において１箇所設置済みのため、継続維持する。
主に重症心身障害を支援する児童発達支援事業、及び放課後等デイサービス事業	
医療的ケア児支援のために関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	利根沼田圏域において、設置に向けての検討を進める。

活動目標

項目	現状	目標
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	０人	０人
ペアレントメンターの人数	０人	０人
ピアサポートの活動への参加人数	０人	０人

（６）相談支援体制の充実・強化等【新】

成果目標の考え方

国の考え方

〇令和５年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。

片品村の考え方

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。

成果目標

項目	考え方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制	利根沼田広域圏において実施し、基幹相談支援センターが機能を担う。

活動目標

項目	現状	目標		
	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導･助言件数	3件	6件	9件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	6件	9件	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	6回	9回	12回

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

成果目標の考え方

国の考え方

〇令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

片品村の考え方

本村においては、国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本村の実績や実状を加味して下記の通り設定します。

成果目標

項目	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制	障害福祉サービス等に係る県等が実施する各種研修等への参加

活動目標

項目	現状	目標
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	１人	１人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	0回

第４章　第１期障害者計画

１
安心できる保健・医療・福祉体制の充実

（１）療育支援体制の充実

（２）保健医療体制の充実

（３）相談体制の充実

２
障害児者の社会参加の促進

（１）教育の充実

（２）就労に向けた支援の充実

（３）いきがい活動の促進

３
障害児者が生活しやすいまちづくりの推進

（１）在宅生活および日中活動への支援の充実

（２）防災・防犯の推進

（３）障害に対する理解の浸透と権利擁護の推進

1　安心できる保健・医療・福祉体制の充実

（１）療育支援体制の充実

乳幼児期から学童期に至るまでの早い段階で、心身障害や発達の遅れ等について発見し適切な療育につなげることが重要なため、保護者に対する情報提供や理解促進に努めます。

また、ライフステージの変化に応じて切れ目のない一貫した支援を行えるよう、関係機関との連携を強化していきます。

主な事業

- 母親学級等を通じた健全な妊娠生活と健やかな子育ての普及啓発
- 各種健診の充実による障害の早期発見、早期療育相談、早期治療の促進
- 障害児の療育支援体制づくりの推進
- 障害のレベルに対応した相談等が受けられるような関係機関と連携強化

（２）保健医療体制の充実

障害がある人が健康を維持して日常生活を送ることができるよう、医療機関等と連携し早期発見やリハビリ等が受けられる環境の整備に努めます。

また、適切な医療を受けられるよう、各種助成制度の周知などを行います。

主な事業

- 適切な医療とリハビリが受けられるような関係機関との連携強化
- 重度心身障害者医療費助成制度の周知

（３）相談体制の充実

障害のある人やその家族等が抱えている多様な悩みや問題に対して、身近な地域で気軽に相談できるよう、相談機能の充実を図ります。

また、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関の連携を充実します。

主な事業

- 相談機能の充実
- 関係機関・団体・福祉サービス事業者との連携・強化
- 包括的支援体制の充実

2　障害児者の社会参加の促進

（１）教育の充実

障害のある子どもが、自分の能力を発揮し自分らしく生きていくためには、個に応じた適切な教育環境が重要なため、保育所や学校との連携を強化し個別支援や集団活動支援を推進します。

また、発達障害を含めた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、進路相談体制を充実します。

主な事業

- 保育所・学校の連携強化
- 特別支援教育の充実
- 発達障害を含めた、障害児の進路相談体制の充実

（２）就労に向けた支援の充実

障害のある人が生きがいを持って社会参加できるよう、それぞれの個性と能力に応じた多様な就労形態を提供できるような体制について、広域で連携しながら充実します。

また、障害のある人が働き続けることができるよう、就労後のトラブルや悩みごとの相談に応じる体制を整備します。

主な事業

- 広域との連携などによる、機能回復訓練、職業訓練体制の整備
- 広域的な連携による福祉作業所や村内外の事業所など雇用の場の確保
- 就労相談体制の整備、職業訓練機会の充実

（３）いきがい活動の促進

障害のある人が仲間と交流したり、自己の能力を高めることができるよう、文化・芸術・スポーツ活動や地域社会との交流が行える機会を充実します。

また、それらの活動に参加するための移動手段や、コミュニケーション支援についても体制を整備します。

さらに、障害者団体や家族団体の活性化に向けた支援を行います。

主な事業

- 障害者同士の交流やスポーツ・レクリエーション活動、地域社会との交流、ボランティア活動などへの参加機会の充実
- 移送サービスの整備、公共交通機関の割引制度などの周知・普及など、障害者（児）が外出しやすいむらづくり
- 点訳や手話などの意思疎通支援者の養成とコミュニケーションや外出支援などのボランティア活動の促進
- 身体障害者の会、知的障害者や精神障害者の親の会など障害者関係団体との連携とその支援
- 障害をもつ親の会を通じた相互の情報交換等の支援

3　障害児者が生活しやすいまちづくりの推進

（１）在宅生活および日中活動への支援の充実

障害のある人が自分らしく日々過ごせるよう、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、様々なサービスについて周知し、提供を行います。

また、必要に応じたサービスを提供するための計画を作成するなど、サービスの普及と利用促進に努めます。

主な事業

- 個々の対象者に応じたサービスの調整を行うケアマネジメント体制の整備
- 障害福祉サービス、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付など、福祉制度の周知と活用の促進
- ホームヘルパー派遣やデイサービス、短期入所などの在宅サービスの充実
- 精神・知的障害者の生活訓練事業
- 常時介護が必要な障害のある人の日常生活の安定を確保するため、広域の調整のもとにサービスの整備・充実
- 障害者仕様の住宅の改築に関する相談と情報提供、住宅改善のための費用助成など、安心して暮らせる住まいづくりの支援
- 福祉施設入所者の地域生活への移行の支援

（２）防災・防犯の推進

障害のある人をはじめとする一人で避難することが困難な方は、災害時において特別な配慮が求められるため、日ごろから名簿の作成や地域での連携を強化します。

また、災害時の情報伝達や避難誘導、避難所における生活など、障害のある人についても想定した防災対策を推進します。

主な事業

- 災害時や急病時に緊急対応が必要な障害者（児）名簿の作成
- 地域福祉体制の整備と民生委員児童委員などとの連携強化
- 緊急通報システムの導入の検討
- 要配慮者対策の推進

（３）障害に対する理解の浸透と権利擁護の推進

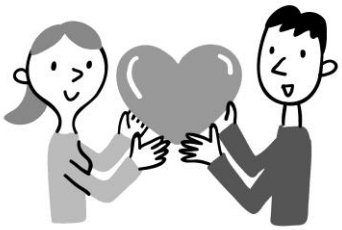

共生社会の実現のためには、誰もが障害についての理解を深め誰もが尊重しあえることが重要であるため、学校や地域における啓発や適切な情報提供を行うほか、村職員が合理的配慮に基づいた行動に心がけます。

また、障害のある人等の権利が守られるよう、判断能力が十分でない人の権利を守る制度について、本人や家族、支援者などに対し周知と普及を図ります。

主な事業

- 学校における福祉教育や地域での研修・啓発の充実
- 地域社会との交流機会の拡充による、障害のある人に対する村民の理解促進
- 障害者総合支援法等の情報提供や相談体制の強化
- 福祉情報提供体制の充実
- 障害者の権利擁護、福祉サービスの適正な利用などを保証する日常生活自立支援事業や地域移行支援事業、成年後見制度の周知

第５章　第６期障害福祉計画

１　訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅で入浴、排泄、食事の介護、重度の肢体不自由者や自己判断能力が制限されている人に対して、外出時の移動支援等を行うサービスです。

訪問系サービスの提供にあたっては、適切なサービスを利用できるよう事業を拡充するとともに、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう、サービス事業者へ働きかけます。

サービス名	内容
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、ホームヘルパーが入浴・排泄・食事・掃除等の介護・援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避する為に必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○重度障害者等包括支援	利用者数／月	3 人	3 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	延利用時間／月	32 時間	37 時間	14 時間	22 時間	22 時間	22 時間

2　日中活動系サービス

日中活動系サービスは、自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行う等、施設で昼間の活動を支援するサービスです。

日中活動系サービスの提供にあたっては、各サービスの拡充を事業者に働きかけます。

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、排泄、入浴、食事の介護等を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活が出来るよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、適性に合った職場への就労・定着を図ります。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（Ａ型：雇用契約あり、Ｂ型：雇用契約なし）
就労定着支援	利用者が就職してから、少なくとも 6 ヶ月以上の間、障害者就業･生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の援助を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気等の理由により、施設に短期間の入所を必要とする人に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○生活介護	利用者数／月	8人	7人	7人	7人	7人	7人
	延利用日数／月	176日	154日	154日	154日	154日	154日
○自立訓練（機能訓練）	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数／月	0日	0日	0日	0日	0日	0日
○自立訓練（生活訓練）	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数／月	0日	0日	0日	0日	0日	0日
○就労移行支援	利用者数／月	1人	0人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数／月	18日	0日	20日	20日	20日	20日
○就労継続支援（Ａ型）	利用者数／月	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数／月	22日	22日	22日	22日	22日	22日
○就労継続支援（Ｂ型）	利用者数／月	3人	5人	6人	7人	7人	7人
	延利用日数／月	75日	101日	123日	140日	140日	140日
○就労定着支援	利用者数／月		1人	1人	1人	1人	1人
○療養介護	利用者数／月	2人	2人	2人	2人	2人	2人
○短期入所（福祉型）	利用者数／月	1人	2人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数／月	18日	36日	18日	18日	18日	18日
○短期入所（医療型）	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数／月	0日	0日	0日	0日	0日	0日

3　居住系サービス

居住系サービスは、障害者に住まいの場を提供し、日常生活上の介護等の必要なサービスを行います。

居住系サービスの提供にあたっては、居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
○自立生活援助	利用者数／月	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
○共同生活援助	利用者数／月	7 人	8 人	7 人	7 人 （6 人）	7 人 （6 人）	7 人 （6 人）
○施設入所支援	利用者数／月	6 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

（　）内は精神障害者の内訳

4　相談支援

相談支援は、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行う等の相談支援サービスです。

相談支援の提供にあたっては、事業者と調整し、ニーズへの対応に努めます。

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画の作成やサービス事業者等と連絡調整、モニタリング等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している障害者等が、退所及び退院後に地域生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	施設や病院を退所・退院もしくは家族との同居からひとり暮らしへの移行等で、地域生活に不安がある障害者が地域に定着できるよう支援を行います。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○計画相談支援	利用者数／月	4人	5人	6人	6人	6人	6人
○地域移行支援	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○地域定着支援	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人

5　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者がその能力及び適性に応じ、自立した日常生活を送ることができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟なサービスを提供する事業です。

地域生活支援事業の提供にあたっては、各事業における障害者のニーズを把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。

（１）必須事業

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害者等の自立した日常生活や社会生活を目指して、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。
相談支援事業	①障害者相談支援事業 障害福祉サービス及びその他のサービスを利用しつつ、障害者の有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の障害者の福祉に関するさまざまな問題について、障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の幅広い支援を行います。 また、障害者等に対する虐待防止のための関係機関との調整や権利擁護のために必要な事業を行います。 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 困難ケースへの対応や地域の相談支援事業者への助言・指導を行うため、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の充実・強化を図る事業です。 利根沼田圏域では、基幹相談支援センターを設置して対応しています。 ③住宅入居等支援事業 賃借住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居が困難な障害者を支援するため、入居に必要な調整等にかかる支援や家主等への相談、助言等を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人等をつけ、本人の財産管理や身上監護等を適切に行う制度です。障害福祉の分野では、知的障害者や精神障害者の制度利用が有効と認められています。 本村では、低所得者を対象に、制度利用にかかる審判請求費用や後見人への報酬を助成します。

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や外部の専門職による支援体制の構築等、法人による後見活動を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、聴覚障害者とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。本村では、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザへ業務委託をして行います。 ②手話通訳者設置事業 役場内に手話通訳者を設置することで、聴覚障害者等が来庁した際のコミュニケーション支援を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具費の給付等により、日常生活の便宜を図ります。 ①介護・訓練支援用具 特殊寝台や特殊マット等の障害者（児）の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 ②自立生活支援用具 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障害者（児）の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 ③在宅療養等支援用具 電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障害者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 ④情報・意志疎通支援用具 点字器や人口喉頭等の障害者（児）の情報収集、情報伝達や意志疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 ⑤排泄管理支援用具 ストマ用装具等の障害者（児）の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 障害者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障害者との交流を図るとともに、意思疎通支援を行う人材を育成・確保します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。 本村の移動支援の利用形態としては、個別支援型を想定しています。
地域活動支援センター	就職が困難な障害者の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供等を行います。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○障害者相談支援事業							
①基幹相談支援センター	設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○成年後見制度利用支援事業	利用者数／月	0人	0人	0人	1人	1人	1人
○成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
○意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数／年	3件	5件	0件	3件	3件	3件
②手話通訳者設置事業	設置人数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人

サービス名		単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具		給付件数／年	1件	0件	0件	0件	0件	0件
②自立生活支援用具		給付件数／年	1件	1件	0件	1件	1件	1件
③在宅療養等支援用具		給付件数／年	0件	0件	0件	0件	0件	0件
④情報・意思疎通支援用具		給付件数／年	0件	1件	0件	1件	1件	1件
⑤排泄管理支援用具		給付件数／年	128件	124件	127件	130件	130件	130件
⑥居宅生活動作補助用具		給付件数／年	0件	1件	0件	0件	0件	0件
○手話奉仕員養成研修事業		講習修了者数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○移動支援事業		利用者数／月	0人	1人	2人	3人	3人	3人
		延利用時間／月	0時間	3時間	9時間	10時間	10間	10時間
○地域活動支援センター	村内利用	利用箇所数／年	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
		利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	村外利用	利用箇所数／年	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		利用者数／月	3人	3人	3人	3人	3人	3人

（２）任意事業

サービス名	内容
日中一時支援事業	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者について、活動の場を提供し社会に適応するための日常的な訓練等の支援をするとともに、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。
日中一時支援事業（登録介護者事業・サービスステーション事業）	障害者の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者または、県へ登録を行っている24時間対応型サービスステーションに介護を委託することで、障害児者の福祉の向上及び介護者の負担軽減を図ります。 介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。
自動車免許取得補助事業	肢体不自由の身体障害者に対し、普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
自動車改造補助事業	肢体不自由の身体障害者が運転する自動車を当該障害者が運転しやすいように制御装置（ハンドル、アクセル、ブレーキ等）の改造をする場合、その改造費の一部を助成し、就労その他の社会活動への参加を促進します。
医療的ケア事業	主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設または作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○日中一時支援事業	利用者数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○日中一時支援事業（登録介護者事業・サービスステーション事業）	利用件数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○自動車免許取得補助事業	利用者数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
○自動車改造補助事業	利用件数／年	0人	0人	1人	1人	1人	1人
○医療的ケア事業	利用者数／年	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第６章　第２期障害児福祉計画

障害児通所支援等は、未就学児及び就学児を対象とした自宅から施設に通うサービスや障害児支援利用計画の作成及びモニタリング等の支援を行います。

障害児通所支援等の提供にあたっては、各サービスの拡充を事業者に働きかけます。

サービス名	内容
児童発達支援	身体障害や知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進する事業です。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児、その他発達の気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある保育士が訪問し、本人や施設職員に対し専門的な支援を行う事業です。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請手続きにおいて、障害児支援利用計画案の作成等を行ったり、通所支援開始後に、一定の期間ごとに利用計画が適切であるかどうかのモニタリングを行い見直し等の援助を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター（相談支援専門員等）を配置します。

サービス名	単位	実績値（令和2年度は実績見込み）			見込み量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○児童発達支援	利用者数／月	0人	2人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数／月	0日	26日	18日	18日	18日	18日
○医療型児童発達支援	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数／月	0日	0日	0日	0日	0日	0日
○放課後等デイサービス	利用者数／月	5人	4人	5人	5人	5人	5人
	延利用日数／月	56日	56日	89日	90日	90日	90日
○保育所等訪問支援	利用者数／月	3人	2人	1人	2人	2人	2人
	延利用日数／月	3日	2日	1日	2日	2日	2日
○居宅訪問型児童発達支援	利用者数／月	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	延利用日数／月	0日	0日	0日	0日	0日	0日
○障害児相談支援	利用者数／月	2人	2人	2人	2人	2人	2人
○コーディネーターの配置	配置数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第７章　計画の推進にあたって

１　計画の推進

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、保健・医療等の多様な分野との連携を強化します。

また、計画の内容には、片品村単独で対応できないものも含まれています。国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、地域ネットワークの中核に利根沼田自立支援協議会を据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標達成に向け連携していきます。

さらに、障害福祉サービス等の見込み量の確保にあたり、サービス提供事業所とも連携を密にし、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

2　ＰＤＣＡサイクルによる点検

国の基本指針においては、ＰＤＣＡサイクルのもとに市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。

障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込み量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込み量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

また、障害者計画については、施策等を実施する市関係部局や関係団体に対し、毎年進捗状況を照会し、計画に基づく施策の達成状況の点検、評価について、利根沼田自立支援協議会に報告し、次年度以降の施策を展開します。

■ＰＤＣＡサイクルのプロセスのイメージ

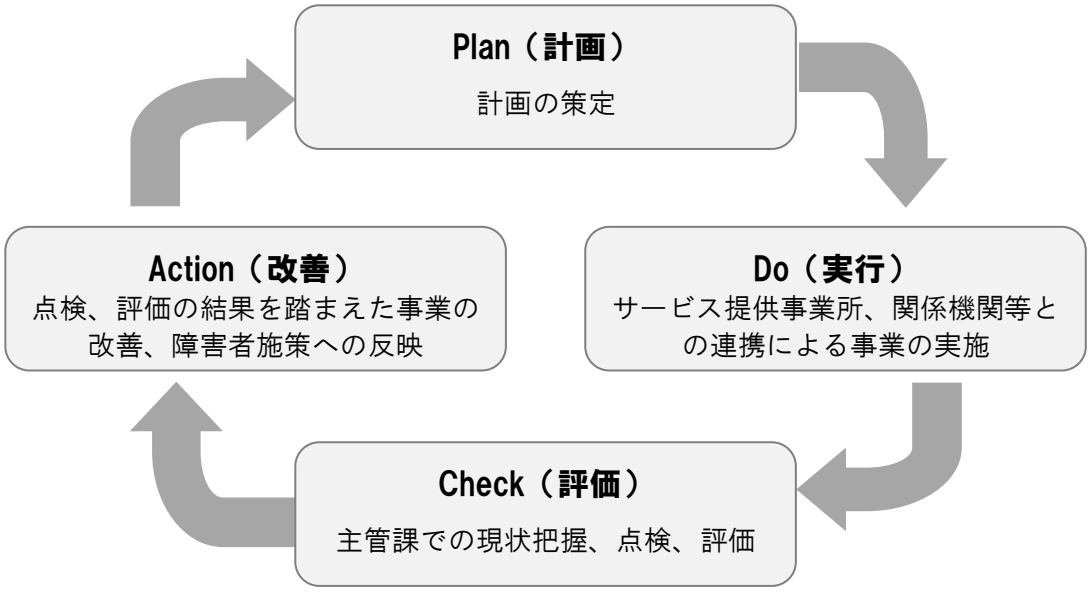

第１期片品村障害者計画
第６期片品村障害福祉計画
第２期片品村障害児福祉計画

発行：片品村 保健福祉課

〒378-0498 片品村大字鎌田 3967-3
TEL：0278-58-2111
FAX：0278-58-2110
URL：http://www.vill.katashina.gunma.jp